

## 決算審査特別委員会 第2号

令和2年9月16日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 認定第 1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

### ○出席委員（10名）

1番	木村 輔 宏 君	2番	逢見 輝 続 君
3番	真貝 政 昭 君	4番	寶福 勝 哉 君
5番	梅野 史 朗 君	6番	高野 俊 和 君
7番	岩間 修 身 君	8番	山口 明 生 君
9番	工藤 澄 男 君	10番	堀 清 君

### ○欠席委員（0名）

### ○出席説明員

町 長	貞 村 英 之 君
副 町 長	佐 藤 昌 紀 君
教 育 長	石 川 忠 博 君
総 務 課 長	松 尾 貴 光 君
総 務 課 主 幹	佐 藤 亘 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	細 川 正 善 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	白 岩 豊 君
教 育 次 長	本 間 克 昭 君
財 政 係 主 査	湯 浅 学 君

### ○出席事務局職員

事 務 局 長	三 浦 史 洋 君
議 事 係 長	澤 口 達 真 君

開議 午前 9時55分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま委員10名が出席されております。

説明員は、町長以下12人の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま事務局長報告のとおり、10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時58分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号

○委員長（岩間修身君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

それでは、1款議会費、50ページ、51ページについて質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、52ページから79ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 61ページの企画費の13節の委託料なのですが、今までも空き家対策についてはいろいろ取り組んできたと思えますけれども、今後ますます増えていくだろうというふうに考えられますけれども、今回の空き家対策のこの支援委託料につきまして、どのような内容であったのか少しお聞かせ願いたいと思えますけれども。

○総務課長（松尾貴光君） この空き家対策支援業務の委託料の業務内容なのですが、これにつきましては相続人が多岐にわたって、不明な建物の所有者がおります。その相続人調査、役場の職員ではちょっと難しいものについて行政書士をお願いをして、その相続人を探してもらうという業務委託料でございます。

○6番（高野俊和君） この空き家対策は前々から大変頭を痛めているところでありまして、これ令和2年度の予算にも書いてありましたけれども、この対策は今後少し続けていくという予定なんでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 相続人を探さなければならない物件があるのであれば、続くことにな

るかと思えます。

○6番（高野俊和君） 次に、71ページ、賦課徴収費でありますけれども、固定資産税の標準宅地評価鑑定業務委託料、昨年行われていると思うのですけれども、これ3年に1度でしたか。

○町民課長（五十嵐満美君） そのとおりでございます。

○6番（高野俊和君） ちょっと変なこと聞きますけれども、前に古平町の評価額が全道で最低レベルということ報道でされたことがありますけれども、昨年度の調査においてはそれは変わらなかったのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 全道何位かというのはちょっと資料持ち合わせおりませんが、昨年も下がったのは事実でございます。

○6番（高野俊和君） ということは、相変わらず評価価格は低いままという、そういう判断なのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 高野委員ご指摘のものというのは税金のほうの標準宅地の評価ではなくて、新聞報道等々されているのは、毎年1月1日の関係区画を国が地価公示という形で調査して金額を出しています。7月1日基準で北海道が調査したもの、それは北海道地価調査という形で標準宅地もしくは商業地、その金額について調査結果が報道されています。公表されています。確かに数年前、北海道で一番の下落率だったときもありました。今でもうちの標準宅地は10番、ちょっと今詳細に資料持っていないのですけれども、ベストテンの中に商業地、宅地ともにたしか入っていたというふうに記憶をしております。その地価調査、地価公示の結果も反映しながら評価をするのが今、今回の税金にかける部分で、高野委員指摘の分は国と道が調査している地価調査と地価公示、そのことだと思います。

○9番（工藤澄男君） 55ページで、これ負担金、補助及び交付金の中に自衛隊の協力会、後志連合会の負担金と書いて、自衛隊のことが載っているのはここだけなので、ここで自衛隊に関してちょっと質問したいと思うのですけれども、昨年度自衛隊のほうから古平町に危機管理専門官を置いてくださいということで去年たしか私総務課長とお話をした経緯がございます。そのときの課長の答弁は、今はちょっとできないので近い将来に置くように考えているとおっしゃっていましたけれども、今はどのように考えていますでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 自衛隊OBを防災専門官として、余市だとか、確かに来ております。それについて検討はしているのですが、防災のみの、防災だけやる職員というのはちょっと今のところ雇うだけの余裕がないのかなというふうに思っています。

○9番（工藤澄男君） 確かに1人置くことによって町の負担あります。だけれども、最近いろんなところで災害が起きていまして、将来的というか、そういうのも含めてやっぱり、多少金はかかるでしょうけれども、こういう専門官も置いたほうがいいのではないかと思うのですけれども、再度お願いします。

○総務課長（松尾貴光君） 確かにそういうやり方もございます。だけれども、うち今情報防災係と防災に力を入れた係もありますので、その職員には本当に担当になればびっしり研修受けさせています。ある程度の自衛隊の専門官の、来た方が持っている知識と同等レベルぐらいの知識は持ち

合わせておりますので、大丈夫ではないかなというふうに思っています。

○9番（工藤澄男君） 次、63ページの負担、補助金及び交付金の中に古平町の特産品開発協議会補助金と、それと関連しているような、その下に新ご当地グルメ開発事業補助金と2つ載っていますけれども、これ両方ともどのようなものを開発しているのか、どういうものをつくっているのかを説明してください。

○総務課長（松尾貴光君） 上段の特産品開発協議会、こちらのほうでは150年を契機に作りました中華料理の点心、ギョーザですか、そういうほうを開発しているものでございます。下の新ご当地グルメ開発事業補助金というのは、ふるさと財団という財団がありまして、そこから補助金をもらいまして、これもまた宮本荘三シェフに監修をしていただきまして、南蛮タラコといって中華風のタラコを今、これヤマダイふじたさんが事業主になって、ふるさと財団から補助金が採択されたので、今開発中でございます。

○9番（工藤澄男君） グルメに関してですけれども、前にホッケの刺身とか、何かそういうのはこれに当てはまるのでしょうか。

それから、今加工屋さんでいろいろやっていると言っていましたけれども、それは各加工場ありますけれども、1社だけなのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） ホッケのご当地グルメについては、整理としてはうまくいかなかったというふうに整理しております。1年でそういう事業やるのはまず無理なのだなど、その反省生かして、タラコで3か年かけてじっくりやっっていこうというふうに思っています。

今回ヤマダイさんが今南蛮タラコをやっているのですが、補助事業者として計画を出したのがヤマダイさんで、そのレシピについては今後全ての加工屋さん公表して進めていこうというふうに思っています。

○9番（工藤澄男君） 今1社だけだということなのですが、今課長言ったとおり、今よその町ではいろんなものをつくったりして、一応観光にかなり寄与しているところが多いので、ぜひそういうつくる場所というか、会社を増やして、そしていろんな発想で古平の名産品をつくっていただきたいと思います。答弁はいいです。

終わります。

○3番（真貝政昭君） 53ページの下から2段目の委託料で、包括業務委託料です。二十数名の臨時職員が派遣労働者になったのですけれども、元年度の後半にコロナの関係で例えば学校のほうの休校だとかありました。それで、非正規労働者の雇用の問題がありましたけれども、古平の場合包括業務で委託されて、その場で働いている方たちの、労働者への対応なのですけれども、休業といえますか、コロナの関係でどのようになっていたのか、実態を知りたいと。

それと、仕事を休まざるを得ない場合の方たちの補償の問題がありますけれども、どのように対応されたのか伺います。

○総務課長（松尾貴光君） まず、1点目ですが、派遣労働者ではございません。派遣労働者、派遣労働者と言われていますが、派遣労働者ではございません。

それと、今回のコロナウイルスの関係でこの方々、休業したという事実はございません。働いて

おります。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、今年度に至ってはかなり長い期間そのような状況がコロナの関係で続いていくのですけれども、例えば学校の場合休校になっていましたけれども、その場合も働いていたというふうに認識してよろしいですか。

○総務課長（松尾貴光君） 業務として仕事がない部分についても包括業務の中で請け負っているその他の業務に当たっていただいて、働いてもらっています。

○3番（真貝政昭君） 全く問題ないということですね。

次伺います。59ページです。委託料の中段辺りで防災備品庫実施設計業務委託があります。防災備品の関係、ここだと思うので、伺います。防災備品の一覧については、以前一覧表で頂いております。それで、最近の新聞報道で備蓄の件が全道的にマスコミで調べられて、報道されております。燃料備蓄については、古平の名前が挙がっておりませんので、問題なしとしているのですけれども、何か4品目について全部そろっている町村にはないという報道がされています。それで、4品目とは一体何なのかというのを確認したいのと、それから足りない部分は何だったのか、そちらのほうで押さえていると思うので、伺います。

○総務課長（松尾貴光君） 大変申し訳ないのですが、その新聞報道、私分かりませんので、4品目ですとか、何のことかちょっと分からないなというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 道新見られていないようなのです。返答ができないみたいなので、後日伺います。

その下のほうにCASBEE認証取得業務委託料、確認なのですけれども、複合施設の関係だったと思っています。それで、このアルファベットのやつを通常片仮名で何て呼んでいるのかという確認とこの内容について説明してください。

○総務課長（松尾貴光君） これキャスビーというふうに読みます。これについても建物の環境性能を評価する、これは国土交通省が推奨している指標でございます。今回中心拠点誘導複合施設で採択受けようとしている補助金の優先採択の条件の中にこのキャスビーの認証を受けることというのがございましたので、認証を取得したところでございます。

○3番（真貝政昭君） 67ページです。職員の福利厚生費の備考に職員ストレスチェック業務委託料とあります。昨今各職場のストレスの度合い等の報道されますけれども、毎年このようにチェックされていると思うのですけれども、全道的なものなのか、管内のものか、どういうふうにまとめられているか分かりませんが、数値化されたものってあるのですか。

○総務課長（松尾貴光君） これは、労働安全法に基づくストレスチェックでございますので、その報告書はございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、資料として求めれば出せるような、そういうものなのですね。一度見たいので、後ほどお願いしたいと思います。

次に、71ページです。戸籍なのですけれども、今京極町との間で自治体クラウドをやっていますけれども、その中に戸籍がありません。戸籍は戸籍でデータ会社に契約して作業は進められているのですけれども、国が求めている自治体クラウドというのはこういう戸籍謄本だとか、そういうの

も視野に入れているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 電算管理費で聞いていただければよかったのかなと思うのですが、自治体クラウドシステムでいう基幹システムというのは戸籍ではなく住基です。住基のほうを指して、戸籍は全くもって別、法律も違いますので、戸籍は戸籍法、住基は住民基本台帳法ですので、住民基本台帳法のほうのシステムを基幹システムとって、自治体クラウドを構築しようということになっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、80ページから101ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 81ページの19節の負担金及び補助金なのですけれども、古平町社会福祉協議会の運営助成金なのですけれども、これ予算よりも倍ぐらいになっているのですけれども、この要因は何でしたっけ。分かりますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） これ昨年補正させていただきましたが、通常の社協職員の給料補填分のほかに消費税の追加分です。ということで、平成25年から29年と30年度分に分かれまして、980万円ほど通常の補助金にプラスして社会福祉協議会へ助成金を出しております。

○6番（高野俊和君） 次に、85ページの生活支援ハウス運營業務委託料なのですけれども、これ職員の人件費とかショートステイの分だと思えるのですけれども、毎年委託料が少しずつ微妙に上がっているのですけれども、これ利用者減っているのでしょうか。要するにショートステイに来る利用者が減っているとか部屋が空いているとか、要因はあると思うのですけれども、この主な要因は何でしょう。

○保健福祉課長（和泉康子君） 生活支援ハウスの委託料につきましては、職員6名分の賃金相当等なのですが、これに入居者の身体状況に応じましてヘルプ入った分の報酬、それとショートステイの利用の一部などを差し引いた残りをいつも支出しているのですが、今回増えた要因としましては職員の給与費のベースアップ分が約100万円程度、それとヘルプ収入が150万円ほど減っております。それと、ショートステイにつきましては20万円ほど増となっておりますけれども、その辺を相殺しましてこの金額となっております。

○6番（高野俊和君） 空き家とかは今はどうなのでしょう。

それと、この利用者は食事もほぼ全員賄っているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 支援ハウスとショートステイ、ちょっと分けて考えていただきたいと思うのですが、部屋としては12部屋、定員14名です。夫婦部屋2つありますので。それで、こちらのほうの空き部屋ということなのですが、こちらのほうは募集しますと1つのところに毎回四、五名の方申込みありますので、空きという状況はございません。ショートステイにつきましては、デイサービスの基準該当ということでやっておりますので、それはまたサービス勘定のほうですので、支援ハウスの入居状況とは全く別なものとなっております。

○3番（真貝政昭君） 97ページです。幼児センターです。資料で実数と数字的なもの頂きました。

それで、待機児童数が依然続いているのですけれども、最近の傾向として途中退所を求められるケースを耳にします。令和元年度において途中退所を求めた子供の人数って押さえていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 途中退所を求めた数といいますと、令和元年度の当初に申出のあった就労状況が虚偽の申請ということで、就労していないという事実が分かりましたので、1件2名は退所をお願いしたのはあります。それ以降については、こちらから退所してくださいという依頼をすることは、そのような虚偽の申請とかがなければございません。

○3番（真貝政昭君） 年度当初の申請書と実態が途中で合わなくなればということなのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 年度当初といいますか、申出、申請があった状態の就労状況ですとか、ほかのこともそうですけれども、変わったことがあればその都度変更届を出す形で申請いただいています。その件については変更届も何もなく、連絡もなく、就労をしていない状態が長期に続いていたということでお話をしまして、これでは入所の条件に合わないというお話はさせていただいたことはあります。ただ、年度途中にあっても就労、変わったりすることはありますので、それはその都度連絡をいただいて、事実を書き換えております。

○3番（真貝政昭君） だから、年度当初は申請と同じような状況であっても途中で変わって、基準に合わなければ退所させるという、そういう方針なのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 就労にかかわらず、条件に合っていなければそういうこともあります。ただ、現場としましては許容できる範囲でいろいろな方法を勧めています。就労、例えば辞めたりとかしますとハローワークに行っているという求職活動でも入所の条件にはなりますので、そういうことを勧めたりはします。

○3番（真貝政昭君） それと、かつての私の子育て時代に1年間、当時は保育所ですけれども、入所していて、年度が替わるたびに小学校入学まで利用しないでくださいというお話を伺ったことはないのです。ただ、幼児センターになってから最近そういうことがあり得ると。事実としてあるということをお伺いしたものですから、そういうことも行っているのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和元年度、待機児童が実際に多かったのもありまして、厳しく見させていただいたところがあります。なので、就労していないということが分かった時点で退所をお願いしたこともありますし、申請上がってきた時点で職場に確認したりとかというのは実際やっていますけれども、無理に退所をお願いするとかということはありません。

○3番（真貝政昭君） 実際にそういう、幼児センターを利用されていて、そして年度当初、待機児童の関係で順位が何かあるみたいで、それで継続して利用できなくなったというケースがあると伺ったものですから、そういうことが実際にあるのでしょうか。あるとすれば、件数としてどれぐらいなのか伺いたいのですが。

○町民課長（五十嵐満美君） 年度当初に順位をつけて待機になった方、外れて待機になった、点数が足りなくてという方はいらっしゃいます。その人数については、今ちょっと資料持っていないんですが、四、五名だったと思います。

○8番（山口明生君） 83ページの地域福祉センター費のところの修繕料って45万3,200円あるので

すが、これ何を修繕したのか教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） ボイラーの一部修繕と換気口の修繕等でございます。

○8番（山口明生君） すみません。ボイラーの次、何て言ったか聞こえなかった。

（「換気口です。換気口」と呼ぶ者あり）

○8番（山口明生君） ボイラーの修繕というのは、もともとあそこに2基ついているやつの1基とかでしょうか、それとも何か違うところなのでしょう。教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） その1基の部分修繕です。

○8番（山口明生君） あれって結構もうかなり年数使っているボイラーだと思うのですが、まだ部分修繕で使えるぐらい大丈夫なものなのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） もうそろそろ全面取替えだと思うのですが、町のほうで全体、地域福祉センターと元気プラザ等々含めまして、トータルで検討している最中でございます。

○8番（山口明生君） もう一つ質問なのですが、85ページの19節です。下のほうの古平町老人クラブ南寿会運営助成金で8万7,324円とこれ端数まで細かく出されているのですが、これ実績で、残りは返還みたいな形になっているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 道の補助対象ということで、もともと基準額と会員数ということですと出してきたのですが、過去の繰越金とか行事内容を精査しまして、補助金の該当になる部分ということでこの額を算定して、補助をしております。

○9番（工藤澄男君） 81ページです。民生委員についてちょっとお伺いします。

今年うちの町内も民生委員さん交代したのですが、1節のこの報酬の中に民生委員推薦会委員報酬とありますけれども、この民生委員の推薦会というのはどのような組織でしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 民生委員を推薦するための、国に推薦するのですが、そのメンバーを、民生委員を選ぶための人たちです。なので、メンバーの中身としましては町内会から代表される方ですとか、あと社協の関係、それと福祉団体の代表ですとか、そういう方に入っていて、町内の民生委員を選ぶ会議をやっております。改選期と、それから欠けたときに開催しています。

○9番（工藤澄男君） もう一点、その下の負担金、補助及び交付金の中でまた同じく民生委員の協議会運営助成金とありますけれども、この協議会の運営というのはどういう仕事をしているのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 民生委員の協議会に対して北海道で要綱が決められておまして、民生委員児童委員協議会を組織しているところに対して要綱にのっとって北海道から町を通じて民生委員の会計の中に入る仕組みになっています。

○9番（工藤澄男君） もう一点だけ。91ページです。19節の負担金、補助及び交付金の中に高齢者等住宅設備改修費補助金とありますけれども、これの対象になった方は何名ぐらいで、どのようなところを直したとかという、もし分かれば教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） この対象者の方は介護保険認定を受けている方で、まず介護保険の住宅改修というのはメニューが決まっております。それ以外にメニューにはならないのですけれど

ども、その方が生活する上で自立に役立てる改修であれば町が単独で行っている事業でありまして、対象者は1名で、工事内容は電動物干し機ということで、うちの中に物干し機を、自動で下りてくるものを設置して、日々の生活に役立てるといふものでございます。

○9番（工藤澄男君） そしたら、そういう方々が例えば階段に手すりをつけるとかトイレに手すりをつけるとか、そういうのも全部含めたような工事だということですね。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今工藤委員おっしゃいました手すりだとか段差の解消は介護保険のメニューですので、介護認定受けた方は介護保険の給付としてそれはできます。ただ、介護保険のメニューにならないけれども、生活の支援に役立つものというのの別枠のサービスでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、102ページから115ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 107ページです。火葬場費で、ほほえみくらすからの火葬場方向への眺望で植栽で目隠しをするという町側の説明がありましたけれども、それどのようにされたか伺います。

○町民課長（五十嵐満美君） 今年度実施する予定です。10月ぐらいから植栽をする予定です。

○3番（真貝政昭君） 樹種は何をされるのですか。

（「すみません。聞こえませんでした」と呼ぶ者あり）

○3番（真貝政昭君） 樹木の種類です。

○町民課長（五十嵐満美君） すみません。専門の方とお話ししたのですが、今ちょっと資料持っておりません。今年度の予算に関わるものでしたので。

○3番（真貝政昭君） ほほえみくらすの入居者の間では、火葬場方向に面している部屋に住まわれている方が気の毒だという共通認識です。それで、春夏秋冬目隠しできるような常緑の高木といひますか、それを望む次第です。

次に、では診療所費を伺います。町長は診療所の運営内容について、財政的な、数値的な内容については一般会計で事足りるというふうに言っていましたけれども、昨日の説明を聞いていますと、説明資料の47ページを見ていて、一般財源が324万何がしというふうになっているのに、いろいろと説明されて、町の負担は2,138万だとか3,400万余りだとか、数字がよく分からないのです。それで、やっぱり一般会計では分かりません。改善を求めます。それで、この一般会計でどこを見れば町負担の全貌が見えてくるのかというのでお聞きします。

説明資料のほうを見ていただきたいのですが、財源内訳が出ていて、診療所使用料というのがありますけれども、これはどういうことなのか伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらの8,369万円のほうにつきましては、歳入の25ページにありますけれども、まず2つに分かれます。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（和泉康子君） 歳入の25ページです、予算書の。よろしいですか。まず、この使用料につきましては、一番上の段にあります保険診療分の8,300万円、それと自由診療分の17万8,000

円ということで、診療報酬というのは保険適用分でございます。自由診療といいますのは、サポーターを売ったりだとか、医材関係です。保険適用になったほかにもう一枚きずばんを持っていくだとかという医材だとか、保険適用にならない部分を自由診療として17万8,000円計上しております。それと、下の段にずっと下がります、諸手数料です。こちらのほうが上から2段目の予防接種手数料250万円と文書手数料32万5,000円ということなのですけれども、こちらのほうはインフルエンザや肺炎球菌などの予防接種、これも保険適用外ですので、諸手数料のほうに含めております。文書発行手数料につきましては、介護保険や障害区分認定の意見書を書いたり、そのほか健康に対する証明書を発行した場合の文書手数料ということで、この2つを足しまして、説明資料にあります290万9,309円、こちらのほうに該当になっております。

○3番（真貝政昭君） この事業費1億何がしが、内訳が特定財源と一般財源足せばこのようになるという数式です。それで、ここも見る限り、町債の一千六十万何がしと一般財源足せば町負担の額となるわけだけれども、このほかに以前の医療法人掖済会等、病院経営の中身を見ますと、職員の給与だとか待遇も含めてありますけれども、建物の維持費もありますよね。そういうのは参考になるのですけれども、それをこの一般会計で見るとはどのように見たらいいのでしょうか。人件費とかは、職員給与費で一括されていますよね。それは、職員給与費はどのように見ればよろしいのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 職員給与費の見方なのですが、予算の説明資料30ページに、ちょっとこれ誤植なのですが、介護保険費3名というところがあります。

（何事か言う者あり）

○総務課長（松尾貴光君） 予算説明資料の30ページです。

（何事か言う者あり）

○総務課長（松尾貴光君） 決算、決算。

（何事か言う者あり）

○総務課長（松尾貴光君） 30、31です。これ訂正お願いしたいのですけれども、介護保険費というふうに書いてあるのですが、老人福祉費の下、介護保険費、これ昨日ちょっと確認していたら、介護保険費ではなくて、ここ診療所費、診療所の人件費、全部ここに入っていますので、診療所費というふうに訂正していただきたいのですが、それが1,813万3,000円という形になります。

（何事か言う者あり）

○総務課長（松尾貴光君） 3名というのが診療所に配置している職員になっています。

（何事か言う者あり）

○総務課長（松尾貴光君） 一番右側の合計です。

○3番（真貝政昭君） これだけですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 先ほどの建物の管理費等につきましては、灯油代、燃料費、その他全部含めましてその他の1,700万に含まれていますので、決算書のほうには掲載していますので、診療所費に全て……

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（和泉康子君） 先ほどの説明資料の47ページのここの歳出にその他ということで1,700万ありますが、これは建物の維持管理費、保守点検も全て含まれて、決算書見ていただければ分かりますが、その辺を足しまして、全部その他でくくりまして1,700万ということで記載しております。

○3番（真貝政昭君） こういうまどろっこしい、聞かないと総合できないような診療所の運営状況、ぜひとも改善してほしいなと思います。

それと、次伺います。109ページです。委託料、13節です。委託料で、中段です。町立診療所運営支援業務委託料617万5,000円、これはどういうことですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 町としまして病院の経営初めてということと、医師の派遣ではありませんけれども、所属医師を派遣していただいていることというのもありまして、診療提供に対する助言や指導、診療所の外来に関わる、今回のコロナみたいなときにどのように病院として対応したらいいかだとか、職員の研修に関することということと、余市協会、小樽協会の所属の先生がうちに来るために先生との連絡調整とかもありますので、先生の派遣回数に見合った分と町が助言を受ける分を含めまして、余市、小樽それぞれと委託契約を結んでおります。

○3番（真貝政昭君） 雑駁に言えば、職員研修と協会病院本部に対する正当な謝礼、利益を含めて、そういうふうには押さえてよろしいですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 表現的には、うちの病院に対するコンサル業務の委託料という形でございます。古平町立診療所を運営するためのコンサル業務に対する委託料でございます、表現としましては。

○3番（真貝政昭君） 委託業務というのは利益含めてのことだから、そういうふうには理解したいと思います。委託契約ですから。

それで、一般的にこういうコンサルタントに対する委託業務というのは、利益率というか、建設関係は利益率ってありますから、そういうのってあるのですか。この業界の相場というやつです。

○保健福祉課長（和泉康子君） やはり診療報酬ベースではいろいろあるかと思いますが、病院の運営ほかコンサル業務としましては、医師紹介のコンサルだとかいろんな種類のコンサルがありまして、今回は病院を運営するためのノウハウを指導なり助言してもらおうということですので、ちょっと相場についてということは調べたことがありませんが、医師の派遣回数等々を考えると妥当だと思っております。

○3番（真貝政昭君） 掖済会時代の資料見ますと、本部経費というふうに見ればいいのかというふうに思っています。分かりました。

それで、下の段の医師確保支援業務委託料というのが66万あります。これは、やっぱり協会病院本部に対する、医師の確保に対する正当な額ということなのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらのほうは協会関係ではなくて、医師コンサルを本来業務としている業者さんのほうに古平町立診療所の医師募集のパンフレットだとか、その辺を作成した後にコンサル会社や医師の目立つところのホームページの掲載などというところで種まきをしてもらった業務委託料となっております。

○3番(真貝政昭君) 特定の会社と契約していると思うのですが、正式名はどのようになりますか。

○保健福祉課長(和泉康子君) すみません。今ちょっと契約書持ってきていません。正式な名前は、すみません、札幌の業者でございます。

○3番(真貝政昭君) 今回町側と医師側とで折り合いが悪くて、いらっしゃらなくなったということなのですが、広報にあのように大きく紹介されて、一定程度町民の間でも期待したのですが、確か5人目か6人目の面接で決まった方だというふうに伺っています。それで、面接を続けてきたという説明がありましたけれども、実際古平町のほうに来られて面接というのはされてきたのですか、令和元年度は。

○保健福祉課長(和泉康子君) 診療所のほうに来ていただきまして、3件ほど直接面接しております。

(何事か言う者あり)

○委員長(岩間修身君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○委員長(岩間修身君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番(真貝政昭君) それで、今回の混乱ですけれども、どういうふうに駄目になったかというのは公表できないということなのだけれども、面接で決まる場合、町側の診療方針だとか、そういうのがあって、そしてそれを受諾して、契約に至るわけでしょう。だから、診療方針で食い違いができるというのはあり得ないというふうに思うのです。町側の診療方針だとか医師と契約する場合の条件というのがあるはずですが、それもないしよだとすると、これはちょっと町民側からすると何だというふうに、理解できないというふうになってしまうのですけれども、町側の条件というのは公表できないものなのですか。

○総務課長(松尾貴光君) 高医師、採用いたしましたのは令和2年度に入ってからですので、答弁を差し控えさせていただきたいなと思います。

医師を確保する部分の条件提示につきましては、海のまちクリニックのホームページ、もしくは派遣会社のほうで公表しております。誰でもが見れるような状態で公表になっております。

○3番(真貝政昭君) ホームページに載っかっているやつが町側の採用条件だと、そういうふうに理解すればよろしいですか。それが全部だと、そういうふうに理解してよろしいですか。

○総務課長(松尾貴光君) 採用に当たりましては、町の条件もございまして、もちろん来ていただくお医者さんからの条件もございまして、そういったものを面接の中でお話をしながら採用するかしないかというのは決定をするというか、決めていくという形になっております。

○6番(高野俊和君) 107ページに火葬場のダイオキシンなど調査業務委託料とありますけれども、古い火葬場のときに、あまりここ聞いたことなかった、こういう調査しているというのは聞いたこ

となかったのですけれども、新しい火葬場になってこの調査をしているということでもありますけれども、これ新しく火葬場建つときにこういう調査が必要だからやるということなのですか、それともこれというのは継続してやっていくものなののでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 古い火葬場のほうです。壊すために、壊す準備としてダイオキシンの、それからダイオキシン等の中にアスベストも入っております、壊すための調査をしております。

○6番（高野俊和君） これ古いほうの火葬場の話ですか。分かりました。

ということは、新しい火葬場のダイオキシンとその他の調査するということではないということですね。

○町民課長（五十嵐満美君） すみません。旧つければよかったと今思いましたけれども、新しい火葬場のほうは建てたばかりですので、問題ありません。壊すのに当たって設計するのですとか、壊す費用を算定するに当たってダイオキシン、アスベストの調査が必要でしたので、調べた次第です。

○10番（堀 清君） ページ数が113ページのごみ袋の購入費ということで、このごみ袋というのは1年分を町側で発注して、それを商店というか、小売店のほうに要するに供給しているというような形で理解してよろしいのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 通常、例年、年度6月ぐらいに入札を行いまして、1年分を見込んで作成しております。購入しています。令和元年度につきましては、見込んだ量が足りなくて、年度末になってから追加購入をした費用もこの中に含まれています。

○10番（堀 清君） これは、たまたま今年度現場に行って、そのような遭遇あったのですけれども、当然その月、月で例えば大中小の要するに販売の数というのは様々だと思うのですけれども、そういう中で足りなくなったものを頼んでも即供給ができないような状態だったというような形の中聞いたものですから、そこら辺は十分な在庫等々をきちっと段取りしているのかどうか、そこら辺ちょっと再度答弁願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 毎年5年程度の平均から購入する量を決めるのですけれども、令和元年度についてはコロナの影響もあったのか、2月、3月がすごくごみ袋が、前の年に比べて3倍ぐらい出た状況で、急遽足りなくなって、追加をしました。その追加、発注している間は店のほうに在庫が少なくなったというのはありましたけれども、急いで作らせて、何とか回しながら町民の方には供給できるようにしたつもりでございます。

○9番（工藤澄男君） 113ページの13節委託料で、不法投棄の部分でちょっとお聞きしたいのですけれども、発泡の魚箱は、あれは産業廃棄物なのか、それともプラスチックなのか、どちらなのでしょう。

○町民課長（五十嵐満美君） 漁師さんが使う部分、事業に伴う部分については産業廃棄物になりますが、一般家庭で出るものについてはきれいであればプラスチックごみです。あと、大量にあるという相談も年に何回かありますが、それは業者さんをお願いして引き取ってもらうように指導しています。

○9番（工藤澄男君） 実はうちの町内のごみステーションによその町内から来て、大量に投げて

いったのです。それで、対応に困りまして、役場のほう行って、こういうのがあるのだけれども何とかありませんかということを知ったら、それは各町内のごみステーションのことだから町は一切関係ありませんと断られたのです。ですから、しょうがないから、産廃業者のところへ持って行って、それで結局はお金がかかりますけれども、処理してもらったというのがあるのです。そして、実際によその町内から来て投棄する人が何人かいるのです。その人方の名前も住所も全部分かっていますけれども、場所的には全部国道縁の人なのです。結局自分たちのところにはごみステーションが作れないよなというか、作れるのだろうけれども、そういう国道縁、それこそ浜町からずっと新地方面にかけての方で、その下にさらにまだ今度は、袋の色が違う廃プラありますよね。それを普通のプラスチックの袋に入れて、大量にその下にさらに置いてと。結局私と前の町内会長さんと2人でごみ袋用意して、全部入れ替えたというのもあるのです。それで、そういう点を町のほうで何とか広報というか、そういうことしないよなということではできないものなのか。

それから、勘違いしているのです、たしか。ああいうふういきちと作ったものは町のごみステーションだと思っているのです。だから、その人にはこれは、もちろん町から助成はもらっていますけれども、足りない分は全部周りの人がお金を出して作ったものだから一切投げないでくださいと言っただけけれども、それでもまだ持ってくるような人いるのです、同じような人が。そういう点を町のほうからも何とか少し言ってもらおうというのか、あれで放送してもらってもいいのかもしれないけれども、そういう点をちょっと考えていただきたいなと思うのですけれども。

**○町民課長（五十嵐満美君）** こちらに載せてあります不法投棄物の処理委託料ですが、町道ですとか山の中に捨てられているタイヤですとかの委託料を指しております。工藤委員おっしゃられている町内会で作られたステーションですとかごみ置き場につきましては、町内会もしくは班の管理で作られたものですので、工藤委員おっしゃられたように、町から補助出して作ったところもございまして、それについては町のものではございません。あくまでも町内会ですとか使っている班の持ち物ですので、町ではそれを処分をどうのというところには入っていきません。ただ、そういう相談は日常茶飯事として、年がら年中、国道と言いましたけれども、国道にかかわらず、奥まったところについても相談はあります。それについても班で管理していただいているところではありまして、ふだんの日に町民課の町民生活係のほうに来ていただければ、いろんなアドバイスできるのかなと思います。防災無線も含めてどうしていったらいいのかというアドバイスですとか相談に乗ることは可能ですので、通常、議会終わってからでも来ていただければと思います。

**○9番（工藤澄男君）** ですから、私は町民課のほうへ相談に行ったのです。それで、実際に現物を見てくださると、そこまで頼みました。そしたら、先ほど言ったような返事だったのです。その何日か前にもその脇に産業廃棄物、がっばり置いていかれて、それも、そのときはたまたま業者さんが、そのときは役場の職員の方も来てくれて、そして業者さんもたまたまそこへ車で来たものですから、そしたら業者さんのほうがそしたら私のほうで処分してやるよと好意的にやってもらったという経緯もあるので、だから結局そしたらそういうものは、町内のごみステーションの中のものとは町内でやれということですね。

**○町民課長（五十嵐満美君）** 基本的にはそうです。お金がかかろうが町内、町内で作っていただ

いた、班で作っていただいたりした置き場所の中に置かれたものについては、さっき言ったように、管理していただくのが筋です。前に相談に行ったらそう回答があったということですがけれども、もしそれが本当であって、捨てられていたとしても町でお金を出して処分することはしません。あくまでも町内会、班の管理でやっていただいているものなので、町でお金を出してとか、不法投棄扱いとして処理することはしません。ただ、いろんな鍵ですとかつけるようにだとか、ほかの町内会の事例ですとかでアドバイスすることは可能だと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5款農林水産業費、116ページから123ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 121ページです。19節負担、補助金及び交付金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金ですがけれども、この未来につなぐ森づくり推進事業、これ森の伐採の後の植林に要する経費を森林の所有者に補助するということだと思っておりますけれども、昨年度これ予算の4分の1くらいでしたけれども、これ単に伐採した面積が予定より少なかったということなのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 面積が少なくなったのと実際に、これ民有林に植栽するのですけれども、2件予定していたうちの1件しかやらなかったために少なくなっております。

○6番（高野俊和君） この事業はこれからも続いていくと思うのですけれども、これ町の関係といますか、所有者と町とは毎年伐採するところというのは話し合っていて決めてものなのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） まず、前段のほうなのですけれども、これから続けるかというところなのですが、これ道の補助入っているのですけれども、道が補助制度を見直す予定ですので、それに合わせて町もどうするかは今後検討していくことになります。

それと、所有者との話し合いを町がしているのかというご質問ですがけれども、これ所有者の方、一回業者を通してあります。業者通してありますので、その業者から町に申請が上がってきているという状況です。

○3番（真貝政昭君） 116ページから119ページになります。鳥獣被害対策になります。それで、伺いますけれども、117ページのまず報酬のところ、鳥獣被害対策実施隊員報酬とあります。鳥獣被害といえばアライグマか熊かというふうに想定しているのですけれども、実際に令和元年度でどのような実態だったのか伺います。

○産業課長（細川正善君） 今報酬のことでご質問があったので、どのような実態だったのかというのは恐らくこの実施隊員がどう活動したのかという質問だと思いますので、それにお答えします

が、熊の目撃情報などがあった場合にパトロールをしたりするために実施隊員の方をお願いしたときに出てもらったときの報酬であります、これは。

○3番（真貝政昭君） それと、下のほうに有害鳥獣駆除業務委託料というのがあります。これは、どのようになっているのですか。

○産業課長（細川正善君） こちらの委託料につきましては、町のほうから猟友会に対しまして春、夏、秋、3回に分けてましてキツネ、キジバト、カラスなど農作物に被害を出しそうな有害鳥獣を駆除してくれるようお願いする委託料です。

○3番（真貝政昭君） アライグマについては例えばトウキビが収穫直前に全滅させられるほどの被害を受けるのですけれども、アライグマについては令和元年度はどのような対策を取ったのですか。

○産業課長（細川正善君） アライグマにつきましては、箱わな、町のほうで持っております。それを貸し出して、駆除するようしております。捕れたら町のほうに連絡をいただいて、町のほうで殺処分しているという状況です。

○3番（真貝政昭君） それと、熊ですけれども、目撃情報があった場合のみ猟友会に頼んで、パトロールということなのですよ。一過性のことでさほど効果があるというふうには思えないのです。基本的に長期間見張る必要があると。特にこの間の事故で専門家がかなり人家に近いところを徘徊しているという報道がありましたけれども、一つは、おりです、わなです、熊用の。伺っていると、何台かあって、その一つは更新すべき時期に来ていて、使い物にならないと。それで、事故の後足りない分については積丹町から借りて設置したというのがあります。おりの実態として、実数として今町はどれくらい保有していて、そしてわなの仕掛けは全部を仕掛けている状態なのか、利用実態、令和元年度について伺います。

○産業課長（細川正善君） 令和元年ということですので、令和元年でお答えしますがけれども、令和元年、1台追加して買いました。それで、令和元年の末では2台あったということになります。聞かれてはいないのですけれども、令和2年で2台購入して、現在は4台あります。

○3番（真貝政昭君） 今2年度まで言及されましたので、設置状況は4台設置しているということですか。

○産業課長（細川正善君） 令和元年は2台と言ったのですけれども、令和元年度末に1台買いましたので、令和元年度中は1台でした。今現在は、3台設置しております。

○3番（真貝政昭君） 1台はどこかに保管してあるということですね。3台活用しているということですね。

それと、熊対策で、学校と言わず、人家と言わずこの近辺、縄張ですよ。それで、対応なのですけれども、目撃時点近辺だけの猟友会のパトロールだけで済ませているという点と、それからこの間の学校の件でも一定期間だけ大きな音で対応しているだとかありますけれども、その場限りですよ。恒久的な対策というのを例えば畑方面の方も要求されているのではないかと思いますけれども、具体的にそういう要望というのは出ていないのですか。極めて古平町の熊対応、どこもそうなのかもしれませんけれども、熊対応については弱いというふうに見ているのですけれども。

○産業課長（細川正善君） 直接的な要望は、恒久的な熊対策に対する、長い間ということだと思いますけれども、恒久的な熊対策の要望が出ているかという点、正式には出ていないです。ただ、今年はずっと熊のおりを仕掛けて、その近くを通行止めにしたりにして、熊が出そうなところ、猟友会と話し合いをして、熊の通りそうなところに熊おりを仕掛けたりして対策は取っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款商工費、124ページから129ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款土木費、130ページから137ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 131ページです。一番下段のほうです。工事請負費でLED防犯灯設置工事請負費があります。それで、町内の街路灯といいますか、LEDに更新作業が続いていますけれども、令和元年度において全体数のうちどれだけの取替えが行われたか伺います。

それと併せて、例年同じような台数、基数の改良がされていると思うのですが、何年くらいで終わる予定か伺います。

○建設水道課長（高野龍治君） LEDの防犯灯の関係ですが、もともとの総数が100ワットの蛍光灯、裸電球とか、あとハイウエー灯、250ワットの水銀灯を、それ混在して防犯灯に替えたりなんざりしていますので、過去が何台あってとか、ちょっとそこまで今押さえていないのですが、防犯灯としましては平成24年から今まで毎年実施してきました、令和元年度末で291基設置しております。水銀灯につきましては、250ワットの大きいやつですが、それが当時392基あったのが令和元年度末で182基まで減少してきております。

それと、今後の何年かかるのだという話ですが、131ページのLED防犯灯設置工事とその2つ上に道路ストック修繕と書いていまして、道路附属物の工事請負費345万余りの工事を実施しておりますが、併せて防犯灯の設置と水銀灯の更新をしていっておりますので、うまくいけば来年度で終了するかなというふうに考えております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款消防費、138ページから141ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款教育費、142ページから165ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 151ページの教育振興費の19節の負担金補助及び交付金ですが、これ平成30年度から始まった事業だと思いますけれども、決算では予算から見ると半分くらいですが、昨年度の決算よりは少し20万ほど上がっているのですが、昨年度のこれを受けた世帯数

というのわかりますか。

○教育次長（本間克昭君） 小学生、令和元年度で対象者9名です。

○6番（高野俊和君） この制度は、該当者は別に申し込まなくても受けられるものなのか。それと、収入などの制限などはあるのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） まず、収入の制限はございません。それと、制度的に扶養されている第3子なので、実態把握する関係がありますので、申請してもらっています。

○6番（高野俊和君） それと、これ155ページにも同じく出ていると思うのですがけれども、その関係はどうなのでしょう。

○教育次長（本間克昭君） 155ページに関しましては中学生の部分です。

○6番（高野俊和君） 次に、155ページなのですがけれども、これも19節の負担金及び交付金なのですがけれども、今回全道大会の参加費というのがここにありませんので、多分全道には参加できるチームがなかったのだらうと思いますけれども、この中で札幌地区の吹奏楽のコンクール参加負担金だけ出ていますので、予選には出ていたということなのでしょう。

○教育次長（本間克昭君） 吹奏楽につきましては、札幌地区の予選に出ているということでございます。

○6番（高野俊和君） 古平町の吹奏楽、昨年度は何編成で、結果は何賞だったのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 吹奏楽の編成につきましては、毎年質問いただいているのですがけれども、25名以下だとC編成になります。古平は25名いくことないので、編成はこれからもずっとCだと思います。それと、賞につきましては銅賞でございます。

○6番（高野俊和君） ほかのクラブも全道は今回は出れなかったのでしょうか、予選には参加していたということなのでしょう。

○教育次長（本間克昭君） 全てのクラブ活動において後志の予選には参加しております。

○6番（高野俊和君） 生徒数が少なくなりまして、どのチームも大変でしょうけれども、チームとして訓練するというのも大事なことです。今後とも各チーム、頑張っていくように指導してもらえればというふうに思っております。

終わります。

○委員長（岩間修身君） 答弁いいですか。答弁……

（何事か言う者あり）

○3番（真貝政昭君） 小中学校の要保護、準要保護の資料頂いております。それで、伺いますけれども、小学校、中学校の全生徒数、説明してください。

○教育次長（本間克昭君） 令和元年度なのですがけれども、小学校が児童107人、中学校生徒は44人でございます。

○3番（真貝政昭君） 文化会館もそうなのですがけれども、小学校、中学校の玄関入り口の消毒はどのようにされていますか。

○教育次長（本間克昭君） 文化会館、各学校とも消毒液を置いております。それは、手動式の消毒になっております。

○3番（真貝政昭君） 実際にコロナの関係で公共施設に入る際手指の消毒が徹底されるようになってきているのですけれども、気になっているのは文化会館、よく利用しますけれども、容器をつかんでやるのですけれども、最近電池式でかざすと消毒液が出る安いものが出ています。あれを使うとさらに徹底するはずなので、今後のこともありますけれども、ぜひ検討して欲しいなと思います。小中学生の子供の感染が大人に感染するという連鎖が起きないようにやはり公共施設の手洗い、消毒を徹底する意味でもそういうのをぜひ検討していただければなと思います。

それで、次に伺いますけれども、令和元年度の後半から休校ということで取り沙汰されているのが給食の問題です。それで、児童生徒の親は共働きだとか多様な形を取っていると思いますけれども、子供の食事について町側で、教育委員会側で給食の提供というのがあります。それで、古平町の場合、どのように対応されているのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 給食に関しましては、学校休校中給食を作ってはいません。それで、その分に関しましては給食費差し引いているというのが古平町の現状でございます。減食した部分の給食費は、給食費を減額して対応しているのが古平町の現状でございます。

○3番（真貝政昭君） ただ、減額するのは要保護、準要保護以外の方にメリットはあるけれども、要保護、準要保護の方についてはそういう効果はないのです。もともと無償で提供されているわけですから。ただ、先ほども言いましたように、親のいない間の昼食が問題になりますから、そこら辺について古平町は対応されていないということなのですね。分かりました。今後のことになるので、この場での質問はその程度で収めておきます。

次に、小学校になりますけれども、令和元年度で、この間小学校近くの林の中に入ってお遊びをしたのですけれども、ちょうど草刈りをしていました、公務補さんが。それで、やっぱり熊を恐れていました、すぐやぶなので。それで、気になっているのは、いつも気になっているのですけれども、本陣につながる町道、かつての高台にあるグラウンド、それを脇に上がっていく道路、下から見ると右側が冬のスロープです、スキーの。その町道の脇がイタドリで、ドンゲで鬱蒼としていて、ちょうど気持ち悪い状況になるのです、熊という件に関して。その上のほうに150周年で桜を植えてしまった経緯もあるのですけれども、あそこら辺の草刈りというのは小学校の公務補の分野なのか、草刈りの。

○教育次長（本間克昭君） 図面ちょっと持ち合わせていないのですけれども、学校敷地内であれば学校の管理範囲内になると思います。

○3番（真貝政昭君） 多分グラウンドは新設されたので、かつての旧グラウンドに行く方向は帳簿上は小学校の敷地内になっているかもしれませんが、守備範囲ではないというふうに見ているのです。町道ですから、建設水道課管理になるのかな。見てみますと、学校の授業で自然観察というのがありますよね。近くで先生が生徒を引き連れて自然観察をしている光景を見たことがあるのですけれども、やはり熊の生息のことを思いますと、学校の近辺というのは草刈りを徹底させると、そういうことを教育委員会だけでなく、町の建設水道課なりを巻き込んで、徹底してやるべきでないかと。熊の目撃情報あった辺りは花火を上げたりなんなりしていましたが、ある程度過ぎるとやめてしまいますから、一番効果的なのは学校の周りに人がいて、農作業するだとか

草刈りをするだとか、そういう動きが熊にとっては一番の撃退というか、近寄らせない効果的な方法ですので、ぜひとも学校近辺の草刈りを徹底させる方向で考えていただきたいなど、そういうふうに思っているのです。分かりました。

それと、特に中学生ですけれども、相変わらず後志のスキー大会だとか水泳の大会とか、参加者はいないのでしょうか。実態は、どういうふうになっているのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 中学生につきましては、スキー、水泳、大会には参加しておりません。

○3番（真貝政昭君） 数年前に伺ったときは、北後志でも参加していないのは古平だけという実態でしたけれども、同じようなことでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 管内、北後志のほかの町村の状況、こちらでちょっと押さえていません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、166ページから171ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に13款職員給与費、14款予備費、172ページから175ページまで一括で質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、177ページから191ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 0時58分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

続きまして、一般会計歳入の質疑を行います。18ページ、19ページ、1款町税から2款地方譲与税まで質疑を許します。

○10番（堀 清君） 説明資料のほうで15ページ、町税の不能欠損額なのですけれども、今回の三百四、五十万の欠損を見ているのですけれども、このものというのは広域の回収のほうにも多分出した最終的な結果だと思うのですけれども、去年は広域のほうにどれだけのものを出して、最終的にどれだけ回収になったのかちょっと教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和元年度、広域連合に引き継いだ人数から。人数25人おりまして、引継ぎ額1,577万4,308円です。それに対して元年度中に入ってきた収入額につきましては933万

7,900円、収入率59.2%となっております。

○10番（堀 清君） 現状でこの町税だけの繰越し金額というのは、これ最終的なこの1,300万ということでもいいのかな。そうではない。現状で調定額に対して残っている金額はどれほどなのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 滞納繰越し分のことだと思うのですが、この滞納繰越し分、下段のほうです、の合計で調定額1,900万余りに対しまして収入済額は720万、未済額については一番右側の900万程度ということになっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ございませんか。  
（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 18ページ、19ページ。  
（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に20ページ、21ページ、3款利子割交付金から8款地方特例交付金、22ページ、23ページの上段まで質疑を許します。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 次に、20ページ、21ページ、3款利子割交付金から8款地方特例交付金、22ページ、23ページの上段まで審議を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に22ページから25ページまで、9款地方交付税から12款使用料及び手数料までの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 23ページの9款地方交付税なのでありますが、確認なのでありますが、交付税の算定に歳入のふるさと納税は除外されて国では計算されるのですよね。確認です。

○総務課長（松尾貴光君） ふるさと納税は、基準財政収入額には算入されておられません。  
（何事か言う者あり）

○総務課長（松尾貴光君） 算入されておられません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に26ページから37ページまで、13款国庫支出金から14款道支出金までの質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に38ページから41ページまで、15款財産収入から18款繰越金までの質疑を許します。

○1番(木村輔宏君) 15ページの……

(「終わった」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 38ページからです。

○1番(木村輔宏君) 財産収入の中の、町の土地を貸して収入が入っていますね。

○委員長(岩間修身君) 何ページか。

○1番(木村輔宏君) 38ページ。財産収入の町有土地貸付け収入とありますけれども、これはどのくらいのところに貸しているのか。

それと、よくあるのが古平町の土地に勝手に車を置いている場合があるのです。それはお金の問題ではなくて、そういう問題について町で調べているのかどうかを聞きたい。

○総務課長(松尾貴光君) 土地の貸付け先なのですが、現在細かい、かなりの数ありますので、資料持ってきていないのですけれども、住宅用に貸している方もいれば、駐車場用に貸し付けている方もいれば、ちょっと細かい資料今日持ってきておりませんので、説明することができないのですが、町有地の現状、使っていないところ確認して歩いているかという質問については、定期的には見て回っております、町有地の遊休地について。

○1番(木村輔宏君) というのは、結構5坪とか10坪の土地があると思うのです。そういうところに結構車を置いているのだそうです。私も一、二件分かりますけれども、それをどうこうというのでないけれども、私が名前言いほしないうけれども、それを使っているところの、関係のない人が古平町の土地なのに車を置いたりしていいのという話よく聞くのです。そういうものを町で把握、お金を取ろうとか取るまいということよりもそういうものをちゃんと把握しているのかどうかということを知りたいのです。

○総務課長(松尾貴光君) そのような利用の実態があれば逆に言えばお金を取りたいので、役場としては見て歩くように、またそういう情報があれば総務に教えていただければこちらのほうとしても助かります。

○1番(木村輔宏君) それは、町でこういうところに5坪でも6坪でもあるということはやっぱり把握する必要があるのではないかな。

○総務課長(松尾貴光君) ですから、町有地については税務の地番図に全部色塗って把握しておりますので、それを見ながら回って、へんてこりんに使われていたらどけてくれですとか、できるかと思えます。

(何事か言う者あり)

(「3回やった」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) いや、3回関係ない。

(「3回関係ないんだ」と呼ぶ者あり)

(「いいんですか」と呼ぶ者あり)

(何事か言う者あり)

○1番(木村輔宏君) ただ、そういう土地があるとすれば、町でもそういうところにやっぱり昼間でも行って、ここは町の土地ですよということ言うべきだと思うのだ、車等を置いている場合は。それをいつかやったほうがいいと思うのですけれども。

○総務課長(松尾貴光君) ですから、確認できればそのように町ではしますと再度、先ほどの質問にもそのように答えたつもりなのですが、一応図面ですとか持っていますので、そういうふうに行っていきたいと思います。

○3番(真貝政昭君) 今のと関連するかもしれないのですけれども、例えば宅地で貸し付けている場合がありますよね。従来から処分してきていますよね。買ってもらうと。その流れは続いているのですか。例えば町有地の上に住宅を建てて、土地を貸している。そういうのは、でき得る限り建物所有者に買ってもらうという方針がありましたよね。それは、生きているのでしょうか。

○総務課長(松尾貴光君) それは、平成20年代、20年度前半の行財政改革をやっているときに貸し付けているもので今後公共事業やらないものについては売るという方針があって、買って下さいという話にはなっているのですが、そういうのが終わって、買えないという方々が今大体貸付けで残っておりますので、今買って下さいということはしておりません。

○3番(真貝政昭君) 建物等、土地の上のものがない状態で、更地の状態の町有地、市街地にある場合は雪の堆雪場として活用という方法もありますので、多方面で検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

それから、今の質問ありましたように、やはり町有地の所在がよく分からないということがありますから、いろんな機会にそういう資料が出てくる機会があればいいなと思っています。いろんな問題が起きる前に議会側としても把握する必要があるのではないかと思います。

それと、下の不動産売払い収入ですけれども、378万5,319とあります。これの説明をお願いします。

○産業課長(細川正善君) この370万全部ではないのですけれども、うち産業課所管で森林環境保全整備事業というもので昨年事業を実施しております。そこで切った木を、町有林に生えていた切った木を売った収入が三百何がしあったと認識しております。

○3番(真貝政昭君) 細かいですけれども、何を買ったかとか、それこそ土地を売って収入を得ただとか、そういう区分けが分かるような説明があればいいなというふうに思いました。

終わります。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に42ページから47ページまで、19款諸収入から20款町債まで質疑を許します。

○8番(山口明生君) 諸収入で、資料のほうでいうと11ページなのですが、一番上の段に介護保険受託事業収入というのがありまして、令和元年度で700万ほど収入がプラスになっているのですが、これについての内訳を教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 介護保険受託収入ですが、これは地域支援事業ということで、包括支援センターの運営はこれまでどおりなのですが、職員の人件費を充当した額が増えた分がそのまま上乗せになっている。後志広域連合からの委託事業でございます。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 42から47。

○3番（真貝政昭君） 47ページです。衛生債です。町立診療所医師確保対策事業債、過疎債ですよ。この歳出に当たるところはどこでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 歳出でも保健福祉課長のほうから説明がありましたが、少し分かりづらかったのかなと思いますので、改めて町立診療所の運営費の決算、どういうふうな形で予算に計上されているかというのを説明したほうがいいのかと思いますので、もう一度私のほうから説明いたしますが、説明資料の47ページ、当初、先ほど質問されておりましたよね。この47ページの記載されてある部分の、本当は歳入の質疑ですから、歳出のこと言うのはおかしいのですが、説明させていただきますが、106ページ、診療所費でございますよね。決算額で全体で9,406万810円何がし、この部分が診療所の運営に係る部分でございます。これにプラス14款、これが通常、人件費以外の診療所にかかっている経費というのは、この5目診療所費に記載されております。これに歳出として加えなければならない経費というのは、17款の職員給与費……13款ですね、1個繰り上がったので、きっと。この職員給与費の中に含まれております。一般職の給料ですとか、そういうものは含まれておりますので、これについては個別に内訳を出すことができませんので、あえて14款でまとめておりますので、人件費の分だけ説明資料の30ページ、これが目に対応する人件費というふうに考えております。今回ちょっとこの説明資料、記載の誤りがありまして、診療所に対応する人件費というのが1,813万3,000円ですということっておりますので、これを足していただければその金額になります。歳入については、先ほど保健福祉課長が説明いたしました使用料、手数料の収入、そしてこの過疎のソフト分、これが財源充当されている歳出の分となります。ですので、事業別予算イコールうちでは目という運用をしておりますので、この目に職員給与費、人件費を足していただければそれに係る事業となります。特定財源として入れているのが使用料、利用料、そしてこの過疎債でございますので、その残りの分については一般財源で補填をしている。特別会計でいえば赤字という形になります。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの歳出のほうで聞きましたとおりで、同じことの繰り返しだったように思います。私が今確かめようとしたのは、過疎債なので、医師確保対策事業ですから、医師分として歳出のほうで同額なのかなと。それで、歳入と歳出で同額なのかどうかというのを確かめたかったのです。それで、歳出では107ページの診療所費で医師報酬として1,082万円となっています。それで、そのほかに医師確保ということで足すと過疎債の1,160万円と同額になるのかなと思って、質問した次第です。

○総務課長（松尾貴光君） 人件費以外にもその他医師確保に係る事務費分ということで過疎債を充当しておりますので、ぴったりということにはなりません。

○3番（真貝政昭君） 医師だけではないということですね。

○総務課長（松尾貴光君） 医師確保対策ということで先ほど質問されておりましたよね。コンサルに66万支払っているのですとか、医師の調整、めり張り、割り振りをするのに余市協会病院に委託を頼んでいるのですとか、そういった部分の経費のうち、過疎のソフトは上限、枠がございますので、総体の枠がありますので、その中から令和元年度については1,160万充当したということでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和元年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和元年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。204ページから221ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 213ページの一般管理費で7節の賃金ですけれども、ここに特定健診の受診勧奨事業臨時職員賃金とありますけれども、これ平成26年から始まった事業だと思いますけれども、内容、ちょっと簡単に説明してください。

○町民課長（五十嵐満美君） 特定健診受診勧奨事業臨時職員賃金についてのお答えですが、町内で1名管理栄養士の資格を持っている方を使いまして、未受診の勧奨ですとか、それから結果説明会について管理栄養士の立場からお手伝いをお願いしています。内訳については、日額8,400円で支給しております。

○6番（高野俊和君） この事業なのですけれども、私も受けたことあるので、分かりますけれども、今年度の予算ののっておりませんでしたので、これ令和元年で終了する事業なのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和2年度についてはこの科目ではなくて、包括だったか会計年度任用職員のどちらだかちょっと分からないのですが、そちらのほうに入っております。

（何事か言う者あり）

○町民課長（五十嵐満美君） さっきどなたかの委員さんの質問ありましたけれども、包括で頼んでいる臨時職員、まとめてそちらのほうで任用しているのですけれども、そちらのほうか会計年度任用職員のほうかちょっと記憶定かではないのですけれども、給与費のほうか包括のほうの委託料のほうに入って、同じ人は雇わせていただいて、使っております。

○6番（高野俊和君） そしたら、この事業が終わるわけではないということですね。分かりました。

○3番（真貝政昭君） 国保の出産助成金は45万でしたか。

○町民課長（五十嵐満美君） 42万円です。

○3番（真貝政昭君） 以前の議会で、新生児の聴覚検査は保護者の希望でやる仕掛けで、その場合は実費負担が3,000円と道のホームページに出ていました。それで、一般質問で町長とのやり取りで、3回までだったので、あまり深く確認できなかったのですが、道のほうでやることになったからいいのだというような答弁だったように記憶しています。それで、この新生児の聴覚検査というのは出産した場合義務になったのか、それとも道のほうで無料にすることになったということなの

か確認をしたいのです。どうでしょうか。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

次にございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和元年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。234ページから247ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和元年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。260ページから277ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 271ページの工事請負費ですけれども、今回の決算では配水管の請負工事が3,421万、それとその下の給水管の布設工事が221万1,000円ほどになっています。配水管の布設工事のほうは400万程度ですけれども、この給水管の接続工事のほうは半分ほどになっているのですけれども、これの理由は何でしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 15節の工事請負費、まず配水管布設替え工事請負費3,400万余りと。こっちのほうは、水道管本管の布設替えです。その工事に伴いまして各家庭に引き込んでいる給水管、本管から水道のメーターまで、その本管を布設替える過程で給水管もいじらさるので、その部分が221万余りということになっております。

○6番（高野俊和君） それでも予算から見るとこれが随分、半分ぐらいになりましたけれども、たしかこの事業は31年、元年ですけれども、元年で終了するということだったと思いますけれども、そのとおりですか。

○建設水道課長（高野龍治君） この給水管の接続工事と上の先ほどの3,421万の工事につきましては、配水管の更新事業なので、配水管の更新事業はこの年度で一度終了する形となっております。

○6番（高野俊和君） 接続工事が予算より半分に減ったという理由は何ですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 予算組む過程では、配水管の更新する沿線の住宅を全部拾っていますけれども、実際に発注する段階では使っていないところとかも様々あったり、最終的に積算する過程で減額になったりすることもありますので、予算とは一致しない形になるかと思えます。これは、実績に基づいて契約しておりますので。

○6番（高野俊和君） これたしか平成三十八、九年ぐらいからまたという話だったと思いますけれども、令和9年度ぐらいからこの事業というのはまた始まっていくという、そういうことなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 以前の段階では10年後ぐらいから、今から10年後ぐらいをめどに老朽化の改修をしていく予定もありましたけれども、その前に浄水場のほうの機械電気設備のほうに先に老朽化しておりますので、今の予定ではこれから5年後ぐらいをめどに浄水場の機械電気関係の更新工事、そしてそれ終わったら配水管の老朽管の更新工事という形で考えておりましたけれども、本年、令和2年度に浄水場の全体の施設更新計画、策定しております。今年度中に策定が終わるかと思っておりますので、その策定の中で今後の浄水場、配水管も含めて更新計画立てていって、最終的にいつから始まるというのをお示しできるのかなと思います。

○委員長（岩間修身君） 次にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和元年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。290ページから305ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑。

○3番（真貝政昭君） 確認ですけれども、公共下水道会計についても簡水会計と同じように消費税の納税義務、ありましたよね。

○建設水道課長（高野龍治君） 納税はしております。

○3番（真貝政昭君） 納税の手順については簡水会計と同じような仕掛けで、時期も同じような時期に納入しているということですね。

○建設水道課長（高野龍治君） 申告時期、納付時期は、水道会計と同じ時期でございます。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の160ページと161ページの汚水処理状況の推移と、それから公共下水道の歳入の部分で三角印、一般会計の繰入金ともにグラフから見ると、左側のほうは汚水流入量になっていきますけれども、下がり具合が連動しているのですけれども、これ何か共通性があるのでしょうか。

（何事か言う者あり）

○3番（真貝政昭君） 汚水処理状況の推移というグラフの上段のほうに汚水流入量の折れ線グラフと、それから右側の一般会計繰入金の額が折れ線グラフで出ていますよね。令和元年とその前の平成30年度の部分を注目しているのですけれども、同じように右肩下がりになっているのですけれども、何かこれ共通するものがあってこういうような状況になっているのか伺っているのです。

○建設水道課長（高野龍治君） 160ページの上段の汚水流入量、これは平成22年から令和1年度まで14万5,000から16万7,000近くまで上がっておりますが、これは接続戸数、伸びてきておりますので、流入量は当然増えてくる形となります。161ページのほうの一般会計繰入金のほうは、21年が2,700万余りと。それと、令和元年度で1億5,300万余りという形で、こっちも右肩上がりにはなっているのですが、これは連動しているわけではなく、一般会計繰入金がここ最近多くなってきて

いるというのは、過去に資本費平準化債というものを発行しておりました。その資本費平準化債というものが一般会計の繰入金を要らなくするというか、少額にするような形で、一番多いときで幾らだったかちょっと今覚えていませんけれども、何千万単位で平準化債というものを発行しており……この資料の157ページですか。157ページで棒グラフのほうの上のほうに資本費平準化債という形で毎年毎年発行しておりましたので、その部分が一般会計の繰入金を圧縮する形になっていましたけれども、今現在、この上の表を見ていただければ、資本費平準化債というのが下から2つ分名称ございますが、令和元年度では起債が発行されていません。ゼロ円になっています。ということで、起債の発行ができなくなったので、一般会計の繰入金が多くなってきているという形になっておりますので、汚水の流入量とは連動している形にはなっておりません。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。

160ページの資料の汚水流入量のこの下がり具合なのですけれども、令和元年は断水があった時期なのですけれども、それとの関連はあるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） これは、平成30年で1万8,500余りと。令和元年度で16万6,000に減少している関係は、これは30年度にかけてマンホールの修繕とか様々やってきておりまして、不明水を減少させております。そういったことから、流入量が減少しているという形になっております。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、断水の時期、間違えていました。訂正します。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、令和元年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。318ページから331ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和元年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これで質疑は全て終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時43分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本件は認定することに決しました。

ただいま認定されました令和元年度古平町各会計歳入歳出決算について、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時44分